



平成 18 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 五 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 重 芳 雄
コ ー ド 番 号 1 8 9 3
上 場 取 引 所 東 証 ・ 大 証 ・ 名 証 各 第 一 部
問 合 せ 先 広 報 部 長 山 下 朋 之
(TEL 03-3817-7550)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は公正取引委員会より平成 18 年 8 月 18 日付で新潟市発注の土木・建築工事に係る同意審決を受けたことに伴い、国土交通省から下記の通り建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

お客様をはじめ関係の皆様、多大なご迷惑・ご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の処分を厳粛に受け止め、平成 18 年 7 月 27 日に公表した施策を確実に実行し、実効ある法令遵守体制を構築して参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 停止の対象となる営業の範囲

新潟県における土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成 18 年 11 月 24 日から平成 18 年 12 月 8 日までの 15 日間

以 上